



# 令和7年度 教育委員会 第2回定例会 議案

1 日 時 令和7年4月16日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

## 第2回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	静岡県立ふじのくに中学校 令和7年度入学者数報告	P1
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P4
配付 報告 2	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議の成立	P7

(件 名)

## 静岡県立ふじのくに中学校 令和 7 年度入学者数報告

(義務教育課)

ふじのくに中学校の令和 7 年度入学者募集結果について、次のとおり報告する。

(人)

	第 1 次募集 (A)	追加募集 (B)	入学辞退 (C)	入学者数 (A)+(B)-(C)	入学者数 編入学者数 (※ 2)
磐田本校	5	14	1 (※ 1)	18	10
					8
三島教室	1	25	6 (※ 1)	20	12
					8
合計	6	39	7	38	

## ※ 1 入学辞退者の理由

- ・面接の不参加 (1人)
- ・家庭の事情 (1人)
- ・健康面 (1人)
- ・高等学校へ進学 (3人)
- ・日本語学校へ進学 (1人)

## ※ 2 令和 7 年度より編入生徒の受け入れ開始

(参考資料)

## 県立ふじのくに中学校（夜間中学）の概要

(義務教育課指導班)

### (要 旨)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年12月制定)を受け、義務教育段階の教育を十分に受けられなかった方が学び直す「夜間中学」として、県立ふじのくに中学校を令和5年4月に開校した。

ふじのくに中学校では、生徒誰もが「学ぶ喜び」を実感できる教育の提供を目指す。

### 1 県立ふじのくに中学校の概要

#### (1) 静岡県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)設置基本方針(令和3年11月策定)

区 分	内 容
設置場所	磐田本校：磐田市中泉1丁目6-16 天平のまち3階 三島教室：三島市文教町1丁目3-93 県立三島長陵高等学校6階
入学資格	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の普通教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人
開校手法	令和5年度は第1学年のみ。3年間で第3学年まで年次進行で開設
学級編制	静岡式35人学級編制による
学 区	全県一区
給 食	なし(ただし、校内で食事をとる時間を確保)
本人負担	授業料、教科書代、入学料は徴収しない ※教材費等は実費を本人負担

#### (2) 教育課程の概要

区 分	内 容
授業時間	・毎週月曜日から金曜日の午後5時25分から午後8時45分まで ・1日の授業は第1校時から第4校時まで(40分授業)
実施教科	・全教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動)
特徴的な取組	生徒一人ひとりの背景や状況に応じたきめ細かな支援体制の構築 ・全ての授業に複数の教員を配置するティーム・ティーチングを実施 ・日本語能力や学習の習熟度に応じたコースを設定 ・遠隔教育を活用し、両教場の生徒と教員が連携

## 2 令和7年度の状況

### (1) 生徒数

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
磐田本校	10	9	11	30
三島教室	12	12	8	32
合計	22	21	19	62

### (2) 令和7年度教職員配置（令和7年3月27日現在）

	校長	教頭	教諭	養護 教諭	事務 職員	非常勤 講師	スクール カウンセラー	スクール ソーシャル ワーカー
磐田本校	1		8	1	1	5	1	1
三島教室		1	8	1	1	5	1	1
合計	1	1	16	2	2	10	2	2

○生徒一人ひとりの背景や状況に応じたきめ細かな支援体制のための人員配置

- ・各教場に全教科の教員を配置
- ・全授業でティーム・ティーチングが実施可能な人員を配置
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを各教場に配置

## 監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

### 1 概要

令和 6 年度第 3 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 6 年度 第 3 回	R6. 12. 10	R6. 9. 5 ～ R6. 11. 18	定期監査	31所属	注意 2 件

### 2 監査結果の区分

#### (1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

#### (2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

#### (3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

### 3 指摘等一覧

#### (1) 令和 6 年度第 3 回 監査結果

- ア 定期監査
- <注意：2 件>

対象機関	件 名	詳細
富岳館高等学校	特殊勤務手当等の不正受給	1
浜松工業高等学校	業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施	2

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富岳館高等学校	令和6年12月10日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 特殊勤務手当等の不正受給 3 内 容 富岳館高等学校の教諭は、令和5年4月から令和6年1月までの間、部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、計47日分の週休日等における虚偽の勤務実績及び計5日分の過大な活動時間を申請し、特殊勤務手当138,600円を不正に受給した。 また、当該教諭は、令和5年8月及び12月の計4日分について部活動の遠征に行っていないにもかかわらず、旅費9,200円を申請し、不正に受給した。	
<b>【措置の内容】</b> 本件は、特殊勤務手当、旅費ともに個人ごとの申請であり、他の教員との実績の突合が困難でした。また、週休日等の部活動指導は、管理職員や他の職員の目が届きにくく、当該教諭が全く業務に従事していなかった訳でないため、不正受給に気付くことが遅れてしまいました。 当該教諭が不正受給した旅費は、令和6年3月8日に返納され、特殊勤務手当は令和6年4月23日に返納されました。 これを受け、令和6年7月23日に本件を題材として、職場リレー研修を実施しました。また、職員会議において、コンプライアンス通信等を活用して職員のコンプライアンス意識の向上を図っており、令和6年10月28日には、特殊勤務手当について事例等を用いて改めて研修を実施しました。 今後は、本件を風化させないため、定期的実施する職員研修において、職員に対する意識啓発を継続してまいります。 また、週休日等の部活動指導は、令和6年度から事前に実施計画を提出させることとし、特殊勤務実績簿と突合を行っております。さらに、特殊勤務実績簿と旅行命令簿等の突合も行っております。勤務実態の確認についても、管理職員や事務職員など複数人で確認を行います。 実績に疑義がある場合は、その都度、本人や関係職員に確認を行い、再発防止に努めてまいります。	

<b>【同様事案発生の有無】</b> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
--

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松工業高等学校	令和6年12月10日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施 3 内 容 浜松工業高等学校は、令和5年度に実施した外壁全面打診調査業務委託において、契約書に業務の完了の確認又は検査の時期に関する事項を記載せず業務の完了を確認するための検査を実施していなかった。	
<b>【措置の内容】</b> 本件は、担当者が委託契約業務に不慣れであり、履行に必要な手続きに関する確認が不足し、契約書への委託契約約款の添付を失念したことにより発生したものです。委託契約約款を添付していなかったため、検査が必要であることを認識していませんでした。また、所属内でのチェック体制が整っていなかったため、誤りに気づくことができなかったものです。 今後、会計書類起票の際は、財務規則等根拠法令、担当課の通知や手引き等を添付し、根拠を明らかにしたうえで、複数の職員が内容を確認することで再発防止に努めます。	

<b>【同様事案発生の有無】</b> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
---

## 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議の成立

(義務教育課)

### 1 要旨

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議（R7. 3. 17 教育委員会定例会 第 46 号議案）について、下記のとおり成立したので報告する。

### 2 補助執行に関する協議内容

令和 7 年度組織改編において、幼稚園と保育所の幼保一元化を図るため、幼児教育推進業務を知事部局に移管することから、地方自治法第 180 条の 2 及び同法第 180 条の 7 の規定に基づく補助執行について、下記のとおり健康福祉部こども未来課と協議を行い、令和 7 年 4 月 1 日付けで協議書を取り交わした。

(1) 補助執行を廃止する事務（地方自治法第 180 条の 2 関係）

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 87 号）の施行前の教育公務員特例法※附則第 4 条及び第 5 条の規定による、市町が設置する幼保連携型認定こども園の教諭等に対する初任者研修及び 10 年経験者研修の実施に関すること（平成 28 年 4 月 1 日締結）

(2) 新たに補助執行させる事務（地方自治法第 180 条の 7 関係）

幼稚園（私立学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）に関する次の各号に掲げる事務

- ・ 幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること
- ・ 幼稚園の組織編成、教育課程及び園児の指導に関すること
- ・ 幼稚園の教育関係職員の研修に関すること

(参考) 幼児教育に関する事務の執行体制

区 分	法律上の 執行機関	本県における所管部局	
		～令和 6 年度	令和 7 年度～
公立幼稚園	教育 委員会	教育委員会事務局	知事部局 【補助執行(今回)】
私立幼稚園	知事	知事部局	知事部局
認定こども園、 保育所 等	知事	知事部局 〔 幼保連携型認定こども園の 初任者研修等 教育委員会事務局 【補助執行(今回廃止)】 〕	知事部局

○ 地方自治法（抜粋）

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員（略）その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。